

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
のときは、
翌日とする)

目 次

- ◇ 告 告 土地収用法による収用の裁決手続の開始(管理課)
- 土地収用法による審理の開始(二件)(シ)
- 土地収用法による審理の開始に係る公示による通知(シ)

公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成11年2月25日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称
鳥取県知事
- 2 事業の種類

- 1 一般国道179号改築工事(倉吉市円谷町地内から東伯郡三朝町大字今泉地内まで)
- 2 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成11年2月25日
- 3 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

所在地番	地 日	全管の地積(m ²)	収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積(m ²)	土地所有者		氏 名	住 所
				氏 名	住 所		
東伯郡三朝町大字今泉保木ノ谷	原野	38,861	753.64	ケイ・エイチ・エス・エス株式会社	大阪府中央区高津町一丁目9-10マルコーインテリジエンス904号	三朝町 井村義晴	東伯郡三朝町大字大瀬99-2
				株式会社サンコーエスナー	大阪府阿倍野区曙和町五丁目5-29	野田総合株式会社	東京都中央区八重洲一丁目5-21
				大平 弘		徳永通商株式会社	大阪府北区梅田一丁目1-3
				大谷清富			不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成11年2月25日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

<p>1 期日 平成11年 3月18日 (木) 午後2時</p> <p>2 場所 倉吉市東蔵城町 2 鳥取県中部総合事務所新館第6会議室</p> <p>3 件名 一般国道9号改築工事 (青谷羽合道路 (気高郡青谷町大字青谷清水尻地内から東伯郡泊村大字園字濱山地内まで) 及びこれに伴う農用道路付替工事</p>	<p>平成11年 2月25日</p> <p>鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男</p> <p>1 通知の題名 裁決申請に係る土地 通知の保管場所</p> <p>2 裁決申請事件に係る審理の開催等について 東伯郡三朝町大字今泉字保本ノ谷691-1</p> <p>3 鳥取県収用委員会 (鳥取県土木部管理課内)</p>
<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。</p> <p>平成11年 2月25日</p> <p>鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男</p> <p>1 期日 平成11年 3月18日 (木) 午後1時</p> <p>2 場所 倉吉市東蔵城町 2 鳥取県中部総合事務所新館第6会議室</p> <p>3 件名 一般国道179号改築工事 (倉吉市円谷町地内から東伯郡三朝町大字今泉地内まで)</p>	<p>土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第46条第2項の規定による通知を受け取るべき土地所有者ケイ・エイチ タワロウ工業株式会社の代表者及び関係人大谷清富の住所が不明なので、土地収用法施行令 (昭和26年政令第342号) 第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>なお、土地所有者及び関係人はいつでもその保管場所へ通知を受け取ることができる。</p>